



児童福祉法って、どんな法律なの？

A. すべての子どものための法律なの。



児童福祉法は、2016年に改正されたの。

旧法は1947年12月12日に公布されていて、子どもの立場は「保護の対象」となっていたわ。制定当時は、第2次世界大戦後の混乱期で、戦災孤児や引き上げ孤児が街にあふれていたという状況だったから、育成され、守られ、愛護されるべき存在とみなされていたし、大人は子どもを健やかに育てる責任を負う、とされていたのよ。

2016年の改正では、ここを「[権利の主体](#)」であると位置づけることになったの。

適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する、と第1条で規定されたの。

第2条では、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その[最善の利益](#)が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される、と定められているの。

ここで、[子どもが自分で決める](#)、ということと、いちばん子どものためになることをする、ということが規定されているのね。

第2条第2項では、保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う、となっています。

さらに第3条の2では、保護者を支援すること、家庭で養育することが困難であったり適当ではないと判断されたときは、家庭と同様の養育環境で継続して養育されるように必要な措置を講じなければならない、とあるわ。

家庭養護優先の理念を明記してあるのね。

子どもは、児童福祉分野での保護の対象、という客体の立場から、健全な養育を保障される、権利の主体、として位置づけられることになったのね。

197の国や地域が締約する「[児童の権利に関する条約\(子どもの権利条約\)](#)」が、児童福祉にかかる法制度全体の基本理念である、とされているのよ。

《費用はどのくらいかかるの?》

《保護者や学校との関係は?》

2020-12-21 掲載